

ナザレ園サポート 24 常陸太田
連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
重要事項説明書

社会福祉法人ナザレ園

連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 重要事項説明書

1. 当事業所の概要

(1) 提供するサービスの種類と地域

事業所名	ナザレ園サポート 24 常陸太田
所在地	茨城県常陸太田市磯部町字腰巻 57 番地
電話番号	0294-87-6600
FAX 番号	0294-87-6601
事業所番号	0891200099
サービスを提供する地域	常陸太田市

(2) 当事業所の職員体制 (訪問介護)

職 名	資 格	常勤	非常勤	合 計	業務内容
管理者	介護福祉士	1 名	0 名	1 名	事業所の従事者及び業務の管理
オペレーター	看護師	0 名	0 名	0 名	通報内容を基に、相談援助、訪問介護員等の訪問、看護師等による対応の要否の判断等。
	介護福祉士	2 名	3 名	5 名	
計 画 作 成 責任者	介護福祉士	1 名	0 名	1 名	訪問介護計画書の作成、利用の調整等。
訪 問 介 護 員	介護福祉士	2 名	3 名	5 名	入浴・排泄・食事等の生活全般にわたる援助
	ヘルパー 1, 2 級	2 名	名	2 名	

※当事業所は連携型の為、訪問看護職員は委託契約となります。

(3) サービスの提供時間

営業日 年中無休
営業時間 24 時間営業

2. 事業の目的と運営方針

(1) 運営方針・目的

要介護状態になった高齢者が、その居宅において、可能な限りその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその居宅を訪問し、入浴、食事、排泄等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他安心して在宅生活を送ることができるよう必要な援助を行うものとします。

3. サービス内容

事業者は、「定期巡回サービス」、「随時対応サービス」、「随時訪問サービス」、「訪問看護サービス」の提供を行います。

(1) 定期巡回サービス

事業所の訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して日常生活上の世話をを行います。

(2) 随時対応サービス

事業所が予め利用者の心身状況等を把握したうえで、オペレーターが利用者又はその家族からの通報の内容等を基に、相談援助、訪問介護員等の訪問、看護師等による対応の要否等を判断するとともに、救急車の出動要請や家族への連絡など必要な手配を行います。

(3) 随時訪問サービス

随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して日常生活上の世話をを行います。

(4) 訪問看護サービス

連携事業所の看護師等が、利用者の居宅を訪問して療養上の世話又は診療の補助を行います。

4. 利用料金

添付の介護報酬表参照

(1)加算について

①初期加算

定期巡回・随時対応サービスの利用開始日から30日以内の期間は、1日につき30単位を所定単位に加算します。

②介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

介護職員の更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象に加算します。定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は所定単位数に24.5%を乗じて算定します。

③サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

職員研修を実施しており、かつ、従業員の総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上の事業所が算定します。
750 単位／月

⑤総合マネジメント体制強化加算

定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する事業所は、日々変化し得る利用者の状態を確認しつつ、一体的なサービスを適時・適切に提供するため、利用者の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の従業者と意思疎通等を図り、適切に連携するため体制構築と体制整備について評価が行われます。1,200 単位／月

(2) 減算について

① 通所系サービス利用にともなう減算

通所介護等を利用した場合は、利用日数に介護報酬表の単位数を乗じた単位数を所定単位数から減算します。

② 短期入所系サービス利用にともなう日割り計算

短期入所系サービスを利用した場合は、短期入所系サービスを利用していない日数に、介護報酬表の単位数を乗じた単位数がその月の所定単位数となります。

(3) 上記料金表の他に、交通費等は一切かかりません。

(4) 連絡又は緊急時の連絡は定期巡回・随時対応事業所の電話にご連絡下さい。

(5) 訪問介護員等のキャンセル料はいただきませんが、派遣の都合がありますので、キャンセルをする場合には至急ご連絡ください。

(6) その他

① 利用者の住居において、サービスを提供するために必要な電気、ガス、水道等の費用はお客様負担となります。

② 料金のお支払い方法

毎月15日までに前月利用分の請求書をお届けしますので、月末までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ア. サービス提供者による集金
- イ. 窓口での現金支払い
- ウ. 預金口座振替（別途手続きが必要となります。）
- エ. 下記指定口座への振り込み

常陽銀行 瓜連支店 普通預金 1 3 2 4 4 2 9
社会福祉法人ナザレ園 ナザレ園サポート 24 常陸太田
理事長 菊池 義

5. サービスの利用方法

（1）サービスの利用方法

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している介護支援専門員（ケアマネージャー）とご相談の上、お申込み下さい。当事業所では、利用申込書によりサービス提供の依頼を受けた後、担当職員が自宅を訪問し、契約の締結を行います。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書を作成し、サービスの提供を開始いたします。

（2）サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。

その場合は、終了1カ月前までに文書を通知いたします。

（3）自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ① 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ② 利用者の介護認定区分が、自立又は要支援と認定された場合
- ③ 利用者が亡くなられた場合及び被保険者資格を喪失した場合

（4）その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、又は利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書で解約を通知することにより、すぐにサービスを終了することができます。

- ・利用者がサービス利用料金の支払いを正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、料金を催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、又は利用者やご家族の方などが当事業所や当事業所の サービス従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、当事業所は 文書で通知することにより、ただちに契約を解除することができます。

・鍵の保管について

利用者宅の鍵の保管については、利用者宅に取り付ける専用のキーボックスにて保管するか、もしくは事業所にて預かるものとします。なお、事業所にて預かる場合は、鍵の番号等を 記載した預かり書を発行し責任をもって保管しなければならない。万が一、紛失・破損等 した場合にはすみやかに鍵の取替え等必要な対処を講じるものとします。

・個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法「医療・介護事業所における情報の適切な 取り扱いのためのガイドライン」（厚生労働省）を遵守し、適切に行います。

6. サービス利用のために

事 項	有	備 考
サービス従事者の変更の可否	○	変更希望の場合はお申し出ください。
従事者への研修の実施状況	○	
サービスマニュアルの作成状況	○	

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡します。

緊急時の ご連絡先	氏 名	
	連絡先	
医療機関等	主治医氏名	
	連絡先	

8. サービス内容に関する苦情

(ア) 当事業所の利用者相談・苦情担当

担当窓口 管理者 吉澤 和枝 電話 0294-87-6600

サービス計画責任者 吉澤 和枝

(イ) その他

当事業所以外に市に相談・苦情窓口に苦情を伝える事ができます。

常陸太田市役所 電話 0294-72-3111

国民健康保険団体連合会 電話 029-301-1565

茨城県社会福祉協議会(運営適正化委員会) 電話 029-305-7193

(受付時間 平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0)

年 月 日

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業所 ナザレ園サポート 24 常陸太田
所在地 茨城県常陸太田市磯部町字腰巻 57

説明者 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から定期巡回・随時対応型訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

住 所

氏 名 印

(代理人)

住 所

氏 名 印